

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表4）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。）

1 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る窒素酸化物の排出量の許容限度等

| ボイラーの番号 及び記号 | ① 窒素酸化物の排出量の許容限度 $Q_i \text{ (Nm}^3/\text{h)}$ $\left[\frac{②}{10^6} \times ③ \right]$ | ② 係数 C_i | ③ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 (O ₂ 0%換算) $V \text{ (Nm}^3/\text{h)}$ $\left[\frac{21-④}{21} \times ⑤ \right]$ | ④ 定格能力運転時の 乾き排出ガス中の 酸素濃度 $O_i \text{ (%)}$ | ⑤ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 $V_i \text{ (Nm}^3/\text{h)}$ |
|-----------------|--|------------------|---|--|---|
| BS-1 | 0.097 | 80 | 1213 | 4 | 1498 |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）別の窒素酸化物の排出量等

| ボイラーの番号 及び記号 | ⑥ 窒素酸化物の排出量 $Q \text{ (Nm}^3/\text{h)}$ $\left[\frac{⑦}{10^6} \times ③ \right]$ | ⑦ 窒素酸化物の排出濃度 $C \text{ (ppm)}$ $\left[\frac{21}{21-⑨} \times ⑧ \right]$ | ⑧ 乾き排出ガス中の 窒素酸化物濃度 $C_s \text{ (ppm)}$ | ⑨ 乾き排出ガス中の 酸素濃度 $O_s \text{ (%)}$ |
|-----------------|---|---|---|--|
| BS-1 | 0.067 | 55.6 | 45 | 4 |
| | | | | |
| | | | | |

- 備考 1 「Q_i」、「C_i」、「V」、「O_i」、「V_i」、「Q」、「C」、「C_s」及び「O_s」とは、別表第3の2に定めるQ_i、C_i、V、O_i、V_i、Q、C、C_s及びO_sをいいます。
- 2 定格能力運転時の乾き排出ガス量、窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス中の酸素濃度の根拠を明らかにする書類を添付してください。

ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が10平方メートル以上又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設(平成9年4月1日前に設置された小型ボイラー(同日前から設置の工事がされているものを含む。))を除く。)とします。

ボイラー(固体燃料を燃焼させるものを除く。)に係る排出量規制における「Ci」とは、バーナーの燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいいます。

(1) ガスを専焼させるもの

| バーナーの燃焼能力 (重油換算ℓ/h) | Ci係数 | | |
|------------------------|---|--|--------------------|
| | 昭和52年8月1日以前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。) | 昭和52年8月1日以後平成9年4月1日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。) | 平成9年4月1日以後に設置された施設 |
| 2000未満 | 125 | 105 | 60 |
| 2000以上 10,000未満 | 105 | 105 | 50 |
| 10,000以上 25,000未満 | 80 | 80 | 45 |
| 25,000以上 | 80 | 80 | 20 |

(2) 液体燃料を専焼させるもの

| バーナーの燃焼能力 (重油換算ℓ/h) | Ci係数 | |
|------------------------|--|--------------------|
| | 平成9年4月1日以後に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。) | 平成9年4月1日以後に設置された施設 |
| 2000未満 | 150 | 80 |
| 2000以上 10,000未満 | 150 | 56 |
| 10,000以上 25,000未満 | 136 | 45 |
| 25,000以上 | 124 | 25 |

ボイラーから排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量(単位Nm³/h)とします。

(1) 「Q」とは、ボイラーから排出される窒素酸化物の量(単位Nm³/h)をいいます。

(2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度(単位ppm)をいいます。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とします。

ア 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(単位百分率)をいいます。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとします。

イ 「C_s」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度(単位ppm)をいいます。